

- 1 会議名
令和3年度第1回川崎市指定特定非営利活動法人審査会
- 2 開催日時
令和3年5月21日（金） 午後1時30分～午後3時35分
- 3 開催場所
川崎市産業振興会館 第6会議室
- 4 出席者氏名
 - (1) 委員
前田成東会長、伊藤義昭委員、小倉敬子委員、
小澤裕司委員、谷本有美子委員、藤枝香織委員
 - (2) 事務局
市民文化局コミュニティ推進部長 阿部克義
市民文化局担当部長 和田敏一
市民活動推進課長 須山宏昭
同課NPO法人係長 藤原啓道
同課主任 水溜篤志
同課職員 五味百合子
- 5 議題
特定非営利活動法人条例指定制度の今後の運用について
- 6 公開・非公開の別
公開
- 7 傍聴人
なし
- 8 発言内容
次のとおり。

<諮問>

（阿部部長）

川崎市個人市民税の控除対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人の基準等に関する条例第19条第1項の規定に基づき、平成24年7月に導入した特定非営利活動法人条例指定制度の今後の運用について、前回検討時の答申から5年次目を迎え、これまでの本市における指定状況、国・他都市の動向、社会情勢の変化等の状況を踏まえ、基準条例附則第2項の規定により、今後の運用の考え方や具体策等を検討する必要があるため、諮問いたします。

<中村局長から前田会長に対し諮問を交付>

<議事>

○特定非営利活動法人条例指定制度の今後の運用について

(前田会長)

それでは、ただいま諮問のありました「特定非営利活動法人条例指定制度の今後の運用」につきまして、審議を行ってまいりたいと思いますが、はじめに事務局から配布資料の内容について説明をお願いします。

(藤原係長)

<資料を用いて説明>

(前田会長)

大変資料が多いため、御質問も多く出ることが予想されますので、まず確認したいのですが、この年度にこの検討は何回かけて行う予定ですか。

(藤原係長)

前回の審査会に出させていただいたスケジュール案では、今回を含めて4回でお示ししております。

(前田会長)

回数としてはまだ余裕がありますね。

非常に多くの資料を今説明していただきまして、この中から議論するポイントをある程度絞っていき、それに対して最終的には、前回のような答申でお出しすることになると思います。まずは資料について質問を出していただきます。それをもとに、今日は幅広く様々な問題点や課題を話し合い、整理して、次回につなげていきたいと思いますがよろしいでしょうか。

ではまず、どのような部分でも構いませんので、御質問がありましたらお願いいたします。

(谷本委員)

基本的な数字の確認と考え方ですが、単純な数字の話から伺います。

資料3-4で、「認定等実法人数」と、「認証法人数のうちの認定等実法人数」を出していただいています。先ほどの御説明で、川崎市が下のグラフ(認定等実法人数/認証法人数)では上昇傾向にあるということをおっしゃっていました。

こういう数字を出すときの考え方として、NPO法人のうちいくつが認定を取ったかを見る方法ももちろんあるのですが、市域全体でNPO法人数そのものが上昇傾向なのかどうかも考える必要があります。つまり、分母が減っていき、分子である認定法人数が変わらなければ、当然グラフは上昇していく形になります。数字を見ていくと、川崎は若干NPO法人数が減っているところもあるので、数値の取り方というのは難しいなと思います。現在のものが悪いとは申しませんが、もう少しこういった数字は多角的に見た方がいいという印象を持ちました。最後の方で説明のあった、資料7-4の総合計画における「市内の認定・条例指定NPO法人数が今年度で22団体以上」という目標数値も、どういう根拠で定められたのかという疑問も出てきます。

また、この認定・指定法人の数を他の自治体と比較するとき、人口規模が全く違う中で数字が何パーセントと言われても比較できません。NPO法人が社会の中でどういう位置づけで、さらにその中で税制上の優遇を取っているNPO法人がどういった形であるのかという全体像を見せてほしいです。ポイントとしてはそこです。全体像が見えるような資料が欲しいと思います。

つい運用というところで目先の数字に目が行ってしまうのですが、そもそもこの制度運用の見直しをするにあたって、基本の部分を変えずに小手先の使い勝手だけを変えてもあまり意味がないのではないのでしょうか。ちょうど10年経つタイミングですし、大きな枠組みの中でこの制度をどう運用していけばいいのかということ、視野を広げて、データを取っていった方がいいかと思いました。

それから、それと関連するのですが、川崎市はふるさと納税で市外に流出する金額があまりにも大きいということで、今、市長は一生懸命、ふるさと納税が出ていかないようにするためのアピールをされています。仕方がないことですが、新聞報道等が出てくるのはふるさと納税で川崎市の税収が外に出て行ってしまっているということばかりで、せっかく認定・指定を取って、寄附制度のキャンペーンをしても、NPO法人の活動が見えなくなってしまいます。市税の流出を引き戻すために市側は躍起になって、色々なキャンペーンをしたり返礼品の工夫をしていると思いますが、これでは市民の皆さんに認定・条例指定法人の意義というものがきちんと伝わっていかないのではないかという問題認識があります。これは市の職員の方たちもそうですけれども、ふるさと納税の方に意識が引っ張られてしまって、実のある、地域のために一生懸命活動している人たちを支える条例指定制度の存在が薄れてしまっているというのはとても残念なことだと思ってまいりました。そのあたりのメッセージ性を、全体の見直しの中では考えていった方がよいのではないかと思いますので、冒頭で申し上げておきます。

(前田会長)

質問というよりかなり深く課題を洗い出すような御意見をいただいたと思います。答えられる範囲で、まず今の御質問について回答をお願いします。

(藤原係長)

数字につきましては、どういう形で整理し作るかということも、場合によっては市で検討した上で御意見をいただきながら、次回以降改めてお示しできればと考えております。

認証法人数につきましては、御存知かとは思いますが、全国で見ますと、数年前から微減傾向に転じています。川崎市の認証法人数は、昨年度末に初めて微減となりました。今年の3月末の段階でもまた少し減っており、川崎市も国から少し遅れてはいますが、微減傾向が見て取れる状況です。

資料7-4の総合計画の目標値につきましては、以前審査会の場でお話ししている内容も含めて御説明いたしますと、当時、「新たな総合計画の策定にあたっては全庁的に成果指標を策定する」という背景がありました。それを受けて、NPO法人関連業務では、目標を「認定・指定NPO法人数を増やす」というところに決定しましたが、単に数を増やせばいいということではなく、暮らしやすい地域づくりのため、地域から広く支持を受け適正に運営される法人数が増えることが望ましいという考えのもと、認定・指定NPO法人

数を目標値としました。

資料では「2025年度に30法人以上」となっておりますが、具体的な数値につきましては、策定当時、それまでの実績を踏まえて、1年で2法人程度は増やしていきたいと考えたものです。また、神奈川県が当時、1年に20法人増という目標値を示しており、当時の法人数が、神奈川県は3,500法人、川崎市は350法人と、ちょうど10分の1程度の規模であったため、整合性を取り、最終的に市では1年に2法人としたと聞いております。

あとは、視点・論点というところかと思えます。

(谷本委員)

投げかけであり、今すぐに答えが出る話ではないと思っておりますので、今後の検討課題と捉えていただければ大丈夫です。

ただ申し上げたかったのは、今色々な指針が出ています。市民活動支援もそうですし、コミュニティも協働連携もあります。市民の相互連携・相互扶助という全体像を掲げている中で、地域の中には様々な活動をしているNPOがあって、そこで条例指定のNPO法人の運用をどうしていくかを意識しながらやっていかないと、使っている人たちの「使い勝手が悪い」「指定を受けられない」という話に振り回されてしまっただけでは大きな像が見えてこないというところを、今回の見直しでは意識したいと考えています。

コミュニティ施策も、まちのひろば等の小さなベースで色々な活動が動いていくということ意識しています。法人が認定や指定を取らなくても、色々な活動があるということ自体を川崎市が評価するという方向に行くのであれば、躍起になって認定・指定を増やす方向に動いていかない方がいいかと思えます。制度としては残しつつ、法人の活動の底上げをするという方に力を入れるというやり方もあるでしょうから、そういった視点で捉えたいのではないかとということが、まず一つの御提案です。それはこの後皆さんと色々意見交換をしていきたいと思えます。

(前田会長)

関連でお伺いします。資料7-4で目標値が書かれていますが、最近様々な行政施策を考えるときに、アウトプットとアウトカムとを分けて評価するのが当たり前になっていきます。数値目標を達成したかどうか、何パーセント達成できたかというのはアウトプットであって、それを達成するとどういう社会が実現できるのかというアウトカムの方は、どこかに出ていますか。この資料は抜粋ですが、一般的には方向性の下に数値目標がぶら下がって出てくるということだと思うのですがいかがですか。

(藤原係長)

成果指標はNPOの事業における指標として、その上の段階の施策というところで、目指す結果は示されていますが、正確な表現については手元に資料がなくお答えしかねます。

(前田会長)

わかりました。他に何かございますか。

(伊藤委員)

資料6-1の15ページと20ページのところで、寄附経験の有無とあります。日本社会は寄附の習慣が非常に無く、社会福祉協議会などでも寄附を進める体制を整えようという話もありますが、右側の寄附をした相手というグラフを見ると、災害時に集まりやすい有名な寄附先は高い数値になっています。寄附先によっては、その金額がどのように使われているかの具体的な報告がないこともあります。それでも災害や事件等があれば寄附が集まってしまいます。NPO法人は寄附先として真ん中あたりにありますが少し少ない。町内会や自治会は、祭りや施設を造るというときには寄附が集まります。私の所属する町会では、川崎で初めてエレベーターを町内会館に設置したんですけれども、多額の寄附が集まりました。目的がはっきりしているときには寄附も集まりやすいのですが、NPO法人には集まらない理由は、人件費なのか事業費なのか、内容がよく見えないからではないでしょうか。どんな事業をやっているのかももう少し明らかに、見える化するようなものがないと、寄附をするときもどこへ寄附したらいいかわからないという人が随分います。具体的にこういう活動をしていてこういう貢献をしているということが見えると、このNPO、この団体へという具体的な支援ができるのではないかと思います。

色々な団体への支援にも知恵と工夫が必要です。大きなところをつかむのも必要でしょうが、本質的には法人がどのような事業をやっているのか、どう社会に貢献しているのかが見えるようなシステムやPRが必要と考えます。この表を見て、寄附を増進したいなという感想を持ちました。

(藤枝委員)

とても興味があるのが、資料6-3の川崎市の各団体の収益状況の推移をまとめたグラフです。この最後の2枚の合算の数字について質問です。

条例指定・認定法人合計に書かれている数字は、単純合計したものの割合を出されているということよろしいですか。

(藤原係長)

はい。毎年の事業報告書の計算書等に記載のある金額の積算です。

(藤枝委員)

団体によって事業規模がかなり違って、大きな団体ほど事業収益の数値が大きいと思います。単純合計をして数字を比較したときに、寄附金・会費は認定の方が多いと出てくるのですが、ある一部の団体が非常に大きな額の寄附をもらっているとしたら、このパーセンテージが実態を表しているのか疑問があります。団体ごとの割合の平均といった形にしないと、正しい比較ができないのかもしれない。

(藤原係長)

収益事業割合平均や寄附金割合平均というイメージになりますか。数字はもう積みあがっていますので、作成して次回お示しすることは可能です。

(藤枝委員)

やはり認定の方が寄附は増えているということであれば、事業収益の大きさを毎年のパーセンテージはかなり変わってしまうので、あまり比較するのに適当ではないかもしれません。簡単には比較できない数字なので統計上の工夫をした方がいいと思いました。

(前田会長)

事業の内容によって比率に特徴が出ますね。事業収益が中心のところと、寄附金を中心のところというのが明確に出ているか、むしろ事業の性格によってこういう傾向があると把握することが重要なのではないのでしょうか。全部足したから何が見えるかというのは難しいところがあると思います。

他に御質問をお出しいただきたいと思いますがいかがでしょうか。

(谷本委員)

前回答申の概要が書かれている資料2-2の右下に書かれている具体的な取組について、資料8-1(2)では「企業等の地域社会貢献の取組を奨励する仕組みの検討」について触れられていないのですが、具体的に何かしたのか、そもそも取組に盛り込まれなかったのか教えてください。「企業×NPO→地域アクション」を平成28年度にはやっていますが、そのあとはやっていないのですか。

(小倉委員)

地域・社会貢献フォーラムは毎年開催しています。具体的な内容はここには記載がありませんが、企業との取組も含まれています。

(水溜主任)

答申自体の14ページから15ページにかけて記載のある、「ア 条例指定NPO法人等のファンドレイジング力向上に向けた支援」と、「ウ 企業等の地域・社会貢献の取組を奨励する仕組みの検討」を合わせて、地域・社会貢献フォーラムとして実施しています。

平成28年から「企業×NPO→地域アクション」として、企業とNPOのマッチングを目的に始まりまして、平成29年、30年までマッチングの形で経済労働局と連携して開催し、事例の紹介やファンドレイジング力の向上のセミナーも実施しておりました。

令和元年、2年は開催手法を少し変えて規模も小さくし、経済労働局との連携もなくなりました。カワサキコネクトでは、第一部で事例紹介、第二部で認定ファンドレイザーの方をお呼びしました。令和元年は徳永洋子さんをお呼びして、先ほど伊藤委員がおっしゃっていたように、活動を知ってもらわないと寄附には繋がらないため、自分たちの活動をアピールする手法をコーチングしていただきました。昨年度は鎌倉幸子さんにクラウドファンディングを中心としたファンドレイジングの講義をしていただきました。その中でも、やはり自分たちの活動を知ってもらわないとクラウドファンディングも集まらないというお話があり、どちらかというとは今はファンドレイジング力向上の方に重きを置いた事業にはなっております。答申の中で、企業へのインセンティブについても触れられており、検討事項とはなっているのですが、実現にはまだ繋がっていない状況です。

(谷本委員)

徐々に団体のエンパワーメントの方に、事業そのものがシフトしてきているということですね。マッチングがうまくいかなかったということですか。

(水溜主任)

実際マッチングに繋がった事例も聞くのですが、開催後に市に報告があるわけではないため、残念ながら正確には把握し切れていない状況です。

(前田会長)

資料3-4に関連するのですが、一般社団法人の数のデータというのはございますか。

(藤原係長)

確認しないとわかりません。

(前田会長)

NPO法人にとっては強力な競争相手ですから、それで伸び悩んでいる側面もかなりあるのではないのでしょうか。

(小倉委員)

一般社団法人の情報は法務局に行けばわかるのでしょうか。

(藤枝委員)

登記ネットからも取れるかもしれません。

(小倉委員)

今は、NPO法人よりも一般社団法人を取った方が活動しやすいということで、あえてNPO法人を取らない団体が増えてきています。様々な規制や面倒な報告がないということもあり、自分たちの活動にどういうものが一番良いかというのを考えて、一般社団法人を選択するというのは私もよく聞きます。

中身はNPO法人と同じことをやっても一般社団法人というところが意外とあるので、一般社団法人に関するデータがあれば、比較ができるのではないかと思います。

また、NPO法人へのアンケートの回答を見ると「面倒くさい」「大変」「理解できなかった」という意見が多く見られますので、それを整理するためにも、市民のニーズの比較材料にもなるかと思えます。

(藤原係長)

検討・確認して比較できるような形でお示しできればと思います。

(前田会長)

資料の3-4に出ているのはあくまでもNPO法人が大前提になっているのですが、広い意味で、市民に対して様々な公益的な効果が及ぶかということであれば、一般社団法人

でもいい活動をしているところはいくらでもあります。広い目で見れば、一般社団法人が増えてNPO法人が減ってしまっても、市民にとってプラスになっているかもしれないです。そこも考えないと、NPO法人の、さらにその中の認定・指定だけを増やそうとしても、説得力がないのではないのでしょうか。ぜひ一般社団法人のデータがあればお願いしたいと思います。

もう一点が、そうは言いながらも川崎市の認定・指定法人数はできるだけ増えてほしいという思いが以前からあるのですが、資料3-4のグラフでは、人口規模を踏まえると相模原市は明らかに認定等法人数が多いです。資料4-2の都道府県政令市の公益要件の比較データで相模原市を見ると、いくつか条件があるうちのいずれかを満たしていればいいということになっていますが、相模原市の認定等法人数が多い要因が何かわかりますか。公益要件の1のうち、どの要件をクリアしている法人が多いかということは確認できるでしょうか。川崎は基準が3つで非常にわかりやすいです。

(水溜主任)

年に2回程度、神奈川県下の4県市で認定・指定事務担当者会議があり、そこでデータを出し合っています。今手元にないのですが、直近のものでは1,000円×100人という絶対値要件はごくわずかで、他の要件のいずれかがほとんどだったと思います。

(小倉委員)

「自治会からの推薦」や「30団体以上からの推薦」といった要件は、満たしやすいのではないのでしょうか。

(水溜主任)

調べてまた次回御報告いたします。

(前田会長)

この「自治会からの推薦」というのは、いわゆる単位自治会ですか。連合会が推薦するのですか。

(小倉委員)

100人以上とあるので連合会ではなく町内会ということでしょう。自分の住んでいるところの自治会ひとつからの推薦でもいいということです。自治会から推薦さえ得られればよいということであれば、難しくないですね。

(前田会長)

1,000円以上が100人という要件もありながら、他の要件でかなり指定を取っているんですね。

(藤原係長)

次回それがわかる資料を追加させていただきます。

(小倉委員)

今のことに関連してですが、相模原市の方針としてなんとしても数を増やしたいということがあるのでしょうか。

川崎市は条例指定を取ったら認定を取るという法人が非常に多く、条例指定だけを取るという法人はほとんどないという認識ですが、それぞれの自治体で、条例指定の位置づけというのがまったく違うのではないのでしょうか。相模原市で条例指定を取った法人が、指定後にどういう変化があってどういう活動をしているのかを知りたいです。

川崎市で、指定を取った法人のアンケートを見ても、寄附についてあまり広報をしていないといった回答が多く、それでは寄附も増えないでしょう。寄附控除等にあまり関心がなく、認定を取るためだけに条例指定を取って、今までの活動を変えなくても自分たちはやっていけると考えている法人がいるような雰囲気を私は読み取ったのですが、その辺りは市として、条例指定を取ったらどうしてほしいとかどうあってほしいというようなイメージはあるのですか。

(前田会長)

それは事務局にお答えいただくより、まさにこの審査会で議論すべき点かと思います。先ほど私も含めて数人の委員から意見が出ましたが、一般社団法人といったライバルがある中で、法人数を増やすことによって何を指すのかという、基本的なスタンスのようなものを考えていく必要があるのではないのでしょうか。

ほとんど議論に入ってしまったのですが。まず質問からということで、他にありますか。

(小澤委員)

先ほどの資料6-3のグラフを見て、非常に特徴的で目立ったのが助成金の部分です。助成金が半分以上を占めるところや、中には助成金がほとんどないところもあるのですが、逆に言うと助成金をもらっているようなNPO法人というのは条例指定を受けることに対して魅力を感じているのでしょうか。そもそも必要としていないのではないかと考えたのが一点。

それから先ほど一般社団法人のお話があったのですが、一般社団法人にするかNPO法人にするか悩んでくれるところはいいのですが、相続に有利になるため一般社団法人にする人がいるんです。それらが混ざるとデータそのものがおかしなものになってしまうため、どう切り分けるか難しいと思います。

(前田会長)

単なる一般社団法人の数だけだと様々なタイプの法人が入ってしまっているということですね。

(藤枝委員)

自分が一般社団法人を運営している立場で話しますと、一つは、一般社団法人の方が、NPO法人に比べて運営が楽だという話が出るんですが、専門知識のない市民が一般社団法人を順守して、定款に基づく運営をやろうとした場合には、細かなところで面倒な点があります。ただ、細かい部分になりますので、そこを丁寧に伝えられていない部分もありま

すし、相談の場での確に説明できる専門の人が少ないのかもしれないのですが、一般社団法人の方が運営が本当に楽なのかという部分を、丁寧に説明をする必要があると思いました。

もう一つは、認定まで取らないと所得税が控除にならないですし、条例指定を取るとするのは認定を取るためのステップと考えた方がいいと思います。

事業型のNPO法人ではみなし寄附金を使いたいということで認定を取ろうと言っているところもありますが、制度の周知はあまりできていません。事業型のNPO法人に、この制度を使っているかぜひ聞いていただきたいです。この制度を使えば、事業型のNPO法人にとっても認定を取るメリットが出てくるのですが、認定を取るには寄附をたくさん集めなければいけないとか、寄附型でないという意味がないというような認識があるかもしれません。しかし、実態として認定を取っている団体のほとんどは、寄附は収益のうち1%くらいしかありません。それでも認定を取れば社会的信用が生まれるというメリットもあります。寄附を集めるのが大変とか手続きが煩雑ということだけが先行して、メリットを、まだ十分伝えられていないかなというところですよ。

もう少し条例指定取得にかかるメリット・デメリットを冷静に分析してもいいのではないのでしょうか。

(小倉委員)

現実としてNPO法人は通過点だと思って指定を取っているのでも、条例指定のメリットはあまり考えていないでしょう。

(藤枝委員)

認定や指定を取るために、市の方で丁寧に支援をされています。NPO法人にとっては認定や指定を取ること自体のメリットに加えて、「市で指定というものを取ると、市役所や市民活動センターの方々が伴走型でサポートしてくれる」というものがあれば、頑張っ指定を取ろうとチャレンジされるところもあるのではないのでしょうか。取得自体のメリットに加えて、付随する手厚いサポートの部分をもっとアピールできると良いのではないかと思います。

(小倉委員)

今は指定を取りたいと思った時点で役所に相談に行き、そこで色々サポートしていただけることに初めて気が付きます。事前にこういうメリットがあるとか、先には認定もあって、指定や認定を取ったら様々なサポートやプログラムがあるということをアピールした方が良いのではないのでしょうか。良いことをやっても知ってもらえなければもったいないので、どうしてもこれを推進していきたいということであれば、その辺りを考えていくのは大事だと思います。

(前田会長)

ほとんど質問というよりは、様々な御意見を出していただいている感じになりました。審査会はあと何回もありますので、まず今日は、お気づきのところを今のような感じでどんどん意見を出していただき、あとは事務局にまとめていただければいいのではないかと

と思いますが、他にいかがでしょうか。

(藤原係長)

今のところで関連はないかもしれませんが、資料1の導入時の基本的な考え方の中で、「認定NPO法人になる機会を広げることができる」とあり、もともと条例個別指定自体が、国が定めた認定のPSTを満たしたものにできるというところから始まっていますので、指定は認定に向けたステップの一つという考えはあります。

(小倉委員)

最初から、指定を取れば認定のPST要件を満たすということを条件に作ってきたわけなので、それはよく理解していますし、逆に言えばそこを認識している法人が取得しているわけです。ただ、どういうメリットがあるかということをもう少しかみ砕いて一般の法人に知らせないと、みなさん忙しいですから難しい言葉だけで書いても読まずに、メリットが伝わらないんですね。もっと求心力のあるキャッチコピーで、これは取っておいて損はないということが伝われば数は増えると思うのですが、今は指定を取った団体ですら「面倒くさい」「役所に出す書類が増えた」と言っています。「これを取ってよかった」というよりも、そうでない方の言葉が多いのは非常に残念だと思っています。一生懸命やっているのはわかるのですが、それでは広がらない。市民活動センターも応援します。

(前田会長)

もともと前回の答申の際の大きな関心が「数を増やすためにはどうしたらいいか」というところに当然あったのですが、今回もその議論は避けられないと思います。数は当然増やしていきたいと考えますが、前回の議論で、基準を緩和してもう少し取りやすくするのかを検討した結果、それはやめましょうという意見が大勢を占めました。

今回はどうでしょうか。この要件については、自治体ごとの比較の表が資料の4-2にありますけれども、要件は変えずに様々な方策を講じることによって一つでも認定・指定法人数を増やしていくという方向を目指すのか、あるいは、例えば他都市等のように要件を緩和するのか、その辺り、皆さんの御意見はどうでしょうか。

(小倉委員)

認定を取りたいという法人が取ってくれる方が、通過点であっても価値はあると思います。アンケートのデータを見ると、色々な書類が重複しているという意見が多く出ていました。微妙に内容が重なっていて、別に作らないといけない。これらの整理をすることでかなり楽になるのではないかと思います。市として譲れないところはあるとは思いますが、過去5年分出さなければいけないのに前の担当者がいなくてわからないという意見や、大変だったという意見が多く、書類の手続き、様式等を変えることによって、基本的な要件は変えなくてもいいのではないかと私は思います。もっと、実務が楽になるような変え方を工夫できないでしょうか。

(須山課長)

他都市のように要件を緩和するのかという点も、前回の諮問の際に審査会の中で議論の

あったところですが、前回の答申を受けての取組としては、基盤強化という形でアドバイザー派遣事業を行ったり、ファンドレイジングの講習を実施するなどしてきました。アンケートの結果の中でもそういうところの事務の煩雑さについての御意見が多くありましたが、そこを我々のサポート、説明会、あるいは相談の中でも解消できたというところもありましたので、おっしゃっていただけたように、川崎市の場合は、より寄り添った形での伴走支援になっているのかなと考えます。

(小倉委員)

逆に言うと市のサポートがないと、自分たちでは正しい書き方ができないということにもなるのではないですか。

(須山課長)

様式の変更とかそういったところは進めていくべきですし、法改正においても事務の簡素化やスピードアップの動きがあります。川崎市の条例もNPO法に基づいた形で進めており、条例指定の方でも合わせて簡素化は図っているところですので、さらにそこを支える支援はこれからも必要だと考えます。

(藤原係長)

基準をどうするかというところは委員の皆様にご議論いただくところですが、書類の簡素化というところにつきましては資料8-1の答申に対する取組状況のとおり、前回の答申の直後に条例改正をして様式の改正を一定程度行いました。その後の審査会でも御相談させていただき、記載例の充実等、今まではある程度対応してきたところではございますが、改めて、法人の御意見を踏まえて、できるところはないのかと確認したいと思います。

(小倉委員)

もちろん前回の答申に基づいて変えていただいたということはわかっていますし、何もやっていないとは思っていないのですが、このアンケートは最近のアンケートなので、こういう意見が出てくるということは、まだ見直す余地があるということではないでしょうか。

ただ、ほとんどの法人が、役所の担当者のフォローアップや説明が非常に的確でわかりやすく、それによって書類が作成できたと書いていますよね。そこはとても私は評価しております。時間を割いてやってもらっていると思いますが、毎年、提出が必要な書類の中で、みなさんが間違いやすい項目を、事例を出さなくてもいいような項目に変えれば、しっかり書かれるのではないのでしょうか。事例集を出したり参考例を出したりということも良いとは思いますが、そういうことをやらなくても書けるような様式に変えられるところがあれば変えていった方が、説明の手間も減ります。担当者の労力が大きいのは今後軽減させていかないといけないし、今後、指定法人数が二桁三桁になっていったら、とても今のようにはやっつけられなくなりますので、細かい記載例がなくても、それこそ書き方の説明だけ読めばわかるようなレベルにフォーマット自体の言葉等を見直していき、理解が違う方向に行かないようにするべきではないかと思えます。

(谷本委員)

あとアンケートを読んでいて気になったのが、寄附者の名簿作成が手間だという意見です。県税・市税事務所に出す寄附者名簿と、川崎市に出す寄附者名簿を複数作らなければならないというところがおそらく大変手間なのではないでしょうか。

(藤原係長)

一番大きく違うのが、税の方に出すのは年単位なので、1月から12月までという点です。

(谷本委員)

提出先ごとに期間がずれるということですか。それは手間ですね。同じ中身を求められていても、期間が違うからもう一つ作らなければならないと、この寄附者はどちらの名簿に掲載するのかという混乱も生まれます。

(前田会長)

私たちが確定申告の時に、暦年かどうか間違えそうになったりもしますね。

(谷本委員)

例えば、NPOの方に提出する書類を税の方に合わせて暦年にはできませんか。

(前田会長)

谷本委員がおっしゃったように、既に作成して提出しているものがある場合はそれをもって代えることができるとしてしまえば、コピーするだけで済みますね。

(谷本委員)

税務署等に出す書類は変更できませんから、こちらの求める書類を合わせるしかないですね。

(小澤委員)

基本的にNPO法人の事業年度は3月決算に限ってはいないですから、条例指定の判断においては暦年で2年分見たら良しとするとしても、それはそれでいいかもしれません。

(谷本委員)

本質の部分を間違えなければ、テクニカルなところで事務負担が軽減されることは良いのではないのでしょうか。

(小倉委員)

単年度ではなく暦年で2年出していけば、判断できると思います。

(小澤委員)

どの年をとってもだいたい100人の要件に達しているとか50人の要件に達している

ということなら、それはそれでいいという考え方があってもいいと思います。

(谷本委員)

アンケートを見ると法人にとってそこが一番手間のかかる点のようです。

(前田会長)

寄附者も数人ではないですから、3か月のために作り直すのでは手間がかかるでしょう。

(谷本委員)

人の名前等を間違わないよう気を遣う面もあります。

(小倉委員)

寄附者が川崎市民かどうかも分けなければいけません。そこも暦年を出して色分け等で区別しておけばいいのですから、そのようなやり方にしてもいいのではないのでしょうか。

(前田会長)

事務局はこの点についてどうですか。そのような手法は実務的に無理というような状況がありますか。

(藤原係長)

認定にしても指定にしても、評価する年度はあくまでも法人の事業年度となっています。法人が暦年を事業年度とすれば、作成する名簿は1種類でよいことになりますが、それはあまりにも極論かと思います。あとは市で審査をする際、申出の基礎資料として提出されたものとずれてしまい、余計な情報が載ってくるころがどうなのかというのが今思い浮かんだところですが、検討が必要な内容かと思います。

(前田会長)

ここでは結論はすぐに出ないと思うので、御検討ください。

結論として、この審査会の方向性としては資料4-2のこのPST基準については現状維持とし、いかにしてうまく広報するかや書式の簡略化を図れるかといった点に重点を置くというスタンスでよろしいですか。

(藤枝委員)

私の中では、それも含めて意見交換なのかなと認識しております。

条例指定の申出をしようと考えたときに、クリアできそうかがわからないという回答が資料5-3にありました。

該当する寄附者が過去に何人いたかを整理していかないと指定を取れるかがわかりませんが、その年だけならまだしも前々年にも遡らなければならないというのは大変な作業です。クリアできるかがまだわからないのに、労力をかけて準備するというのは大変なことだろうと思います。

緩和するかどうかはともかく、申請する段階でもう少しわかりやすい要件が前段であれ

ば、自分たちが対象になるかどうかはわかるので、前向きになるのではないのでしょうか。資料5-3でみなさん同じことを書いてらっしゃるので、正直、要件を満たせるかわからない中でスタートするのはなかなか難しいのではないかと思います。

意見交換のための意見なので、要件を緩和した方がいいという意見を述べているわけではありません。

(前田会長)

ではそれも含めてまた今後検討するということでよろしいですか。

みなさん様々な御意見があると思いますが、また回数もありますので、今日はこれで切り上げさせていただいてよろしいですか。

私の方でまとめさせていただきます。

まず、今回の諮問に対する答申においては大きなスタンスとして、市民活動の充実が、市及び市民に対してどういう効果が及んでいくか、目指すべき姿というもののある程度クリアにした上で進めていくことがよいのではないかと思います。しかし、最初にそれを全部決めるとなると細かい議論ができずに進まなくなりますので、そういった視点を頭に置いた上で議論していくということが必要です。

また、全体としての結論は本日出しませんが、PSTの基準については現状維持で行くのか、あるいは変えるのかということは今後の議論の方向性に関わってきますので、現状維持で行く場合は、法人数を増やすためにはどうするのか、方策を考えるといったことが重要になってくるかと思えます。

また、今日色々データの要望がありましたので、次回までに整えられる部分は整えてください。特に、難しいかもしれませんが、一般社団法人という大きな仕組みについて、わかる限りデータがあると助かります。

それから伊藤委員から出ましたけれども、ふるさと納税についてです。あの制度で国民の多くが、「寄附をすると返礼品がある」、「寄附とはそういうものだ」という意識になってしまっているのではないかと危惧しています。学生を含めて若い人でもクラウドファンディングなどをやっている人はいますが、見返りが前提になる世の中は怖いと感じています。一方でNPO法人への寄附は見えずらく、どこへどう寄附したらいいかわからない状況です。街頭で募金をする方は多いですけども、募金がどういう使われ方をしているかにはあまり関心がないようです。そうであっても街頭でやっている募金はわかりやすいので募金が集まりやすく、個別のNPO法人の方に寄附が行くかという相当ハードルが高いと思うので、寄附文化が根付いていない日本で、どうやってNPOの方に目を向けてもらえるのかというのを考えていく必要があるかなと思った次第です。

他にも様々なポイントがあったかと思いますが、事務局の方でまとめておいていただければと思います。それでは事務局に進行をお戻しします。本日はどうもありがとうございました。

<閉会>

(阿部部長)

ありがとうございました。最後に、事務局から今後のスケジュールについてご案内させ

ていただきます。

(藤原係長)

次回の審査会は、条例指定制度の今後の運用の検討の2回目になりますが、3月にお示しした今後のスケジュール案では、7月に2回目の開催をさせていただければとしていたところでございます。本日御指摘、御要望また御議論いただいた内容を踏まえ、開催時期につきましては、前田会長と御相談させていただいた上で、決まり次第、早急に日程調整をお願いするという流れで進めさせていただきたいと思っております。

次回も法人審査ではございませんので、会議は「公開」で行う予定ですので、オンライン会議システムの活用も可能となります。できるだけ、対面型で開催させていただき、活発な議論をして御審議いただきたいと思いますと考えておりますが、日程調整の結果及び今後のコロナの状況もでございますので、御要望があれば外部からのオンライン参加にも対応できるようにいたします。

(阿部部長)

長時間にわたる御審議ありがとうございました。それでは、これをもちまして令和3年度第1回川崎市指定特定非営利活動法人審査会を終了します。本日はありがとうございました。

以上